**平成２７年（フ）第３６０号**
愛知県西尾市山下町八幡山56番地１
債務者　竹林　セツ
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第３８１号**
愛知県刈谷市泉田町宮下55番地　エルグランデ泉田フォレスタ404号、前住所福岡県北九州市小倉北区三萩野１丁目５番12―103号
債務者　門田　律子（旧姓長野）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第３１１号**
大阪府泉佐野市高松北１丁目５番39号、前住所大阪府東大阪市五条町９番11号
債務者　桐原　房子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第５９８号**
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅２―502
債務者　石本　優紀
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第６０９号**
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番13―101号、前住所大阪府泉南市信達牧野553番地の４―102
債務者　浅井　伸子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第６１７号**
大阪府和泉市肥子町２丁目２番53―207号
債務者　森本　竜将
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第５号**
大阪府泉大津市上之町９番４－６号
債務者　谷本　　弘
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第９号**
大阪府岸和田市中井町１丁目18番33号
債務者　安田貞子こと　安　　貞子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第３２号**
大阪府和泉市久井町272番地の１
債務者　向井　正美
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第１９０４号**
札幌市北区新琴似８条１丁目３番５―518号　後藤方
債務者　武田　博行
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２１８７号**
札幌市西区発寒７条11丁目３番39号　Ｋレジデンス201号
債務者　近江千夏子（旧姓藤島）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６号**
札幌市西区八軒８条西４丁目１番15号　プリュニエⅠ―202号
債務者　高井千惠子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３１号**
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番８号　ライブヒァー202号
債務者　森　　達也
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第５１号**
札幌市中央区南７条西２丁目２番地10　パラスト中島公園201号
債務者　井口　　勇
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６６号**
札幌市東区北27条東18丁目１番19号　アップルハウス北27条Ⅱ102号
債務者　渋谷　義之
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第７１号**
札幌市東区北32条東12丁目２番13―801号
債務者　高田　光幸
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第９４号**
札幌市南区澄川２条３丁目８番14―108号
債務者　佐藤　亜咲（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部